

食品企業の食品安全技術責任者と食品安全委員会 委員との懇談会

1. 日 時 平成 18 年 4 月 20 日(木) 16:00 ~ 17:40

2. 場 所 食品安全委員会委員会室

3. 参加者

【食品企業】

味の素株式会社 品質保証部 部長 理学博士	木村 毅
キッコーマン株式会社 品質保証部 部長	片岡 茂博
キューピー株式会社 品質保証本部 本部長	和田 義明
株式会社ニチレイ 執行役員品質保証部 部長	山本 宏樹
株式会社日清製粉グループ本社 取締役 R & D・品質管理本部 本部長	大田 雅巳
日本ハム株式会社 中央研究所 所長	山田 良司
明治製菓株式会社 F & H品質保証部 部長	槇島 慎一
山崎製パン株式会社 執行役員社長室 室長代理	吉川 恵則
財団法人食品産業センター 理事長	岩崎 充利
企画調査部長	門間 裕
技術開発部長	塩谷 茂

【食品安全委員会】

寺田委員長、寺尾委員長代理、小泉委員、坂本委員、
中村委員、本間委員、見上委員

【食品安全委員会事務局】

齊藤事務局長、一色事務局次長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長

4. 議 事 (司会：境情報・緊急時対応課長)

- (1) 委員長挨拶
- (2) 委員及び事務局側参加者の紹介
- (3) 企業側の自己紹介
- (4) 意見交換

5. 意見交換の主な内容 (: 企業側発言 : 委員及び事務局側発言)

< 農薬等のポジティブリスト制度について >

食品産業センターの会員企業の大部分は中小企業なので、説明会、意見交換会などを開催して周知徹底を図っているが、農薬のポジティブリスト制度について理解してもら

うのがなかなか難しい。

海外で新たに使われるようになった農薬の手続きが、ポジティブリスト制度に伴う評価のために遅れることのないよう望む。

残留農薬をすべて分析するのは商品差別化のためではないか。

ポジティブリスト制度への移行をビジネスチャンスと捉えて、検査そのものを売り物にし、一度に500種類くらい検査しているところもある。

分析の精度が心配であり、精度の確認が必要。しかし、安全は、分析ではなく、トレーサビリティで担保し、すべてを検査するのは無駄。

小麦、大豆などのトレーサビリティは野菜より難しい。また、鶏に使われる動物用医薬品までは追えるが、その飼料までは追えない。

農家を登録制にしてすべてに番号を付ければ、出荷品のトレーサビリティが容易になるのでは。日本国内ですら農薬管理が徹底されていないのが問題。ポジティブリスト制度への移行が3年前から分かっているのなら、厚労省は農水省と協力してもっと早く準備すべきだった。また、未許可添加物である香料の事件があったが、1企業では防御しようがない。添加物たる香料こそポジティブリスト制にして欲しい。

農薬メーカーによると、日本で許可されているのは、毒性が低く半減期の短い第三世代が多い。途上国では毒性がもっと高かったり、半減期の長いようなものが使われている。欧米では、標準品の提供も含め、農薬を国家が管理していることから、より危険性の高い農薬が使われている途上国から食料をたくさん輸入している日本も、農薬を国家が管理すべき。

BSEでも検査を重視するという日本人の考え方が現れたが、検査についてはリスクマネジメントの話であり、評価を行う食品安全委員会としては、リスクコミュニケーションにおいてリスクマネジメントについて踏み込んで議論するのもにも限度がある。

農薬ポジティブリスト制施行において、厚労省は今までの検査のやり方で結構と言っている。第一義的な責任は生産者だと言うが、万一の場合に責任を取るのは企業。

農薬の検査は都道府県の衛生研究所で行われるが、その結果の判定・指導の裁量は衛生研究所次第であるので、統一性を持たせて欲しい。

アメリカでは残留基準を超えた場合に企業に勧告するが、直ちに回収させるようなことはしていない。日本では残留基準をわずかでも超えたら即回収になるのか明らかでないので、その対応に苦慮している。

回収等の対応ガイドラインを作ってもらえると助かるが、製品を回収すべき基準を作ると、法令違反の基準とのダブルスタンダードになると言われた。

分析検査の標準品は物差しであるので、支給を国家でなくメーカーに任せるのはいかがなものか。一方、医薬品は、抗生物質以外は日本公定書協会という公的機関が一手に標準品を頒布している。また、食品の農薬分析は分析システムができていない。

<「安心」について>

安全と安心とで、安心の方にかなりお金を使っている。検査したらその分商品の価格を高くすれば、消費者も検査のコストについて分かるのではないか。

川下（流通）から、例えば、カット野菜を毎ロット全部検査しろなど、リクエストが

上がってくる。流通は言うだけでお金を出さない。

食品安全基本法ができたときに期待したのは、食品安全委員会が安全と言えば消費者が安心してくれるのではないかということであった。

安心かどうかは個人個人の取り方次第。食品安全基本法には「安心」という言葉は一つも入っていない。

企業が売りたいから「安心」を訴求した対応をしてしまうのが問題。

1つの製品で何かが出ると、その1つの商品に止まらず、風評被害でブランド全体を壊してしまう。

消費者に安全をどう理解させるのか。例えば、トレーサビリティをやって人の顔が見えても、その人がいいことをやっているとは限らない。

「安全・安心」を英訳しようとする、「安全」は「safety」だが、「安心」は難しく、「confidence」か？「安心」は日本独特の考え方。

<リスクコミュニケーションについて>

消費者がゼロリスクを言わなくなってきたのは食品安全委員会のおかげ。

プリオン専門調査会の委員改選について、事実に基づかない報道があったが、このように一方的に報道すること自体に大きな問題がある。

マスコミを集めて会合を行ったらいかがか。

3か月に一度、マスコミと委員との懇談をやっているが、マスコミとの関係では懇談会の頻度を上げるか方法を変えるか。勧告広報課から事実確認などをやっており、抗議もしている。

<その他>

国内外の情報を入手しにくいので、食品安全委員会に情報が入り次第、企業側へ流して欲しい。